中原区障害福祉サービス事業所等 設置・運営法人の募集要項

場所:川崎市中原区上平間 1564番 2

平成29年5月 川崎市健康福祉局 総務部・障害保健福祉部

### 募集の趣旨

川崎市では、特別支援学校等卒業生対策として、従来から、卒業生の動向に合わせて、地域に受け入れ枠を確保し障害特性に応じた支援を提供しておりまして、平成22年12月には、特別支援学校等の生徒が増加していることから「特別支援学校等卒業生対策に伴う障害者通所事業所整備計画」を策定し、平成23年度から平成27年度までの受け入れ枠の確保に向けた整備を行ってまいりました。

また、近年、軽度の知的障害や発達障害のある方が増加していることに伴い、特別支援学校等の生徒が急増しており、併せて発達障害や高次脳機能障害などの新たな障害特性に応じた多様な支援が求められていることから、平成28年3月に「第2期障害者通所事業所整備計画」を策定し、次の目標を掲げて生活介護事業所の整備を進めているところです。

【生活介護事業所の整備目標(平成28年度~平成35年度)】

te i	平成27年度	4月現在	開所ベース	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	31年度末	32年度末	33年度末	34年度末	35年度末
	既存施設数	9箇所	受入可能見込数(a)	83	77	66	55	42	28	14	0	0
	定員		卒業生見込数(b)	6	11	- 11	13	14	14	15	16	15
川崎	,,,,,,		過不足数(a-b)	77	66	55	42	28	14	-1	-17	-32
												7
			整備目標		合計定員40名以上の施設を整備							
	既存施設数		受入可能見込数(a)	86	78	70	62	55	46	38	26	11
	定員	259名	卒業生見込数(b)	8	8	8	7	9	8	12	15	12
幸			過不足数(a-b)	78	70	62	55	46	38	26	11	-1
												_/
	整備目標						合計算	2員20名以	上の施設を	整備	1	<b>一</b> 之
	既存施設数	7箇所	受入可能見込数(a)	26	17	6	0	0	0	0	0	0
	定員		卒業生見込数(b)	9	11	10	20	12	13	16	10	14
中	中原区上平		過不足数(a-b)	17	6	-4	-24	-36	-49	-65	-75	-89
原	平間配											_ N
	(31年度開列) (定員:生活介護	77定地) 80名程度,短	整備目標				스타로	自 100名 B	上の施設を		•	_/
	期入所124		CONTRACTOR STATE		-		H RI AC	9 100412	LUJBERK	Late Ma		$\overline{}$
	既存施設数	12箇所	受入可能見込数(a)	74	59	44	31	23	12	0	0	0
	定員	415名	卒業生見込数(b)	15	15	13	8	11	12	11	13	10
	2		過不足数(a-b)	59	44	31	23	12	0	-11	-24	-34
津	整備目標											
			整備目標		合計定員40名以上の施設を整備						<b>—</b> >	
	既存施設数		受入可能見込数(a)	84	68	58	45	33	20	4		0
_	定員	263名	卒業生見込数(b) 過不足数(a-b)	16	10	13	12	13	16	15	13	10
宮			迴个疋蚁(a⁻b)	68	58	45	33	20	4	-11	-24	-34
前			** ** **		合計定員40名以上の施設を撃					30 ttt	<u></u>	
			整備目標				石町	E貝40名以	上の胞設を	2211	Dr	/
	既存施設数	11 答 託	受入可能見込数(a)	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員		卒業生見込数(b)	8	14	13	10	11	11	8	12	8
多	~~	0.04	過不足数(a-b)	-5	-19	-32	-42	-53	-64	-72	-84	-92
摩								(4)				
整備目標					合計定員100名以上の施設を整備							
	既存施設数		受入可能見込数(a)	7	0	0	0	0	0	0	0	0
50	定員	210名	卒業生見込数(b)	10	7	8	11	10	11	8	12	10
麻			過不足数(a-b)	-3	-10	-18	-29	-39	-50	-58	-70	-80
生			整備目標					2800 <i>4</i> N	上の施設を	歌曲		_/
			22 項目標				百計)	と見めり名以	上の胞設を	221		/
			l	1		1						-

今回の募集は、第2期障害者通所事業所整備計画において、「中原区平間配水所跡地」の一部用地を活用して整備を行う、障害福祉サービス事業所等の設置・運営を行う法人を募集するものです。

# 目 次

1 募集の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(1) 施設の設置・運営に関する基本的な考え方
(2) 事業者が行う業務
(3) 計画地の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 整備予定スケジュール · · · · · · · 3
(5) 工事進捗等について 3
(6) 計画地の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(7) 事業用地及び建築関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2 補助金等の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 建設時の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 運営時の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3 応募資格・条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 応募の手順とスケジュール等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 応募書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
6 応募に係る留意事項・・・・・・・・・・・10
(1) 接触の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(2) 応募書類の変更等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(3) 虚偽の記載をした場合の失格・・・・・・・・・・・10
(4) 応募書類の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(5) 応募の取下げ・・・・・・・10
(6) 応募に関する経費・・・・・・・・・・・・・・・・・10
7 選定方法
(1) 選定機関等10
(2) 視察の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(3) 選定基準
(4) プレゼンテーションの実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(5) 選定結果の通知及び公表・・・・・・・・・・・11
(6) 協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・11
8 決定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9 選定結果の公表について・・・・・・・11
10 選定基準について・・・・・・・・・・14
11 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
別添資料・・・・・・・・・・・・・16
参考資料 · · · · · · · · · 16
1 2 広募後から運営開始までの主か流れ (予定)

### 1 募集の概要

(1) 施設の設置・運営に関する基本的な考え方

本事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護事業所を中心として、事項に掲げる業務を実施するものとします。

また、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の規準に関する条例(平成24年条例第69号)、川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年条例第36号)、その他関係する法令等に沿った施設整備・運営を川崎市の関係各局・各課とも協議の上で行っていただきます。

### (2) 事業者が行う業務

### ①障害者総合支援法第5条第7項に規定する「生活介護」に関すること 定員80名

特別支援学校の卒業生を卒業の動向に合わせて徐々に受け入れることを目的とする施設となりますので、概ね定員20名で開設し、その後毎年概ね10名ずつ定員を増やしていくものとします。

また、特別支援学校の卒業生ではなく、既存の施設の利用者を当該施設で受け入れる場合は、当該施設で受け入れた人数分について既存の施設で卒業生を受け入れることが必要となります。

重症心身障害者を一定程度受け入れることができるように必要な施設、看護師等の職員体制を確保することが望ましいものとします。

延長支援加算の取得が可能な体制(運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、かつ、 利用者に対して8時間を超えて指定生活介護等を行うこと等)を確保することが望ましいも のとします。

②障害者総合支援法第5条第8項に規定する「短期入所」に関すること 定員12名 原則、開設時から定員12名で運営を行う必要があります。

障害者だけでなく、15歳以上(中学校卒業)の障害児の受け入れが可能な体制を確保することが望ましいものとします。

#### ③障害者総合支援法第5条第16項に規定する「相談支援」に関すること

地域相談支援及び計画相談支援を行うものとします。

当該施設に通所する利用者のサービス等利用計画を作成できる体制を確保することが望ま しいものとします。

# ④川崎市日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業実施要綱(以下「一時預かり事業実施 要綱」という。)(別紙1参照)に規定する一時預かり事業に関すること 定員10名

一時預かり事業実施要綱に基づき事業を行うものとし、運営にあたっては、通所サービスの利用時間の後の預かりなど、障害児者の生活やニーズにあった預かり時間数や預かりの時間帯を配慮する必要があります。

また、中立・公平な立場で、サービスを必要とする障害児者を受け入れるものとします。

# ⑤川崎市障害者生活支援・地域交流事業実施要綱(以下「生活支援等事業実施要綱」とい う。)(別紙2参照)に規定する障害者生活支援・地域交流事業に関すること

生活支援等事業実施要綱に基づき事業を行うものとし、実施にあたっては、地域生活支援 員を配置し、地域の障害児者及びその家族が自立した生活を送ることができるように、相談 支援、日常生活の見守り、地域生活に必要な支援を行うとともに、地域住民によるボランティアを育成して、地域生活支援の担い手の充実を図りながら、障害児者等との地域交流支援 を行うものとします。

地域生活支援員の配置は3人とし、そのうち1人は相談支援専門員の資格を有するととも に、障害特性を踏まえた支援を行うことができる専任の常勤職員とします。

### ⑥施設の維持管理に関すること

### ⑦その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

- (3) 計画地の概要 (図については下記参照)
- ア 所在地 川崎市中原区上平間1564番2
- イ 敷地面積 2,450m<sup>2</sup> (概ね 敷地 横35m×縦70m) (別紙3参照)
- ウ 容積率 200%
- エ 建ペい率 60%
- 才 用途地域 第1種中高層住居専用地域
- 力 防火地域 準防火地域
- キ 高度地区 第2種高度地区(最高高さ15m、北側制限7.5m+1.25/1)
- ク 想定延床面積 2,000㎡程度(3階建て程度:鉄筋コンクリート造)



※ 現地見学会を実施する予定はございませんので、視察を行う場合は、敷地の外側から確認 してください。また、現地に駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。

### (4) 整備予定スケジュール

平成29年 5月 ~ 平成29年 8月 設置・運営法人募集(市対応) 平成29年10月 設置・運営法人選定(市対応) 平成29年10月 設置・運営法人決定(市対応) 平成29年11月 ~ 平成30年 8月 基本実施設計・開発協議(法人対応) 平成30年 9月 ~ 平成31年12月 建設工事(工事入札含)(法人対応) 平成31年12月 ~ 平成32年 2月 道路等工事(工事入札含)(法人対応) 平成32年 2月 ~ 平成32年 3月 開設準備(内覧会等含)(法人対応) 平成32年 4月 1日 ~ 開設予定

(5) 工事進捗等について

工事進捗については、平成30年度は40%、平成31年度は60%の出来高とし、また 工事の契約・着工時期等は本市と確認の上決定することとします。

※ 着工時期は平成30年度中とします。

#### (6) 計画地の貸付

○貸付料

市有地を無償で貸付けます。

### ○貸付期間

市有地については、本市と設置運営法人で土地貸付契約書を締結します。貸付期間は、貸付契約締結後から平成33年3月31日までとし、その後原則3年ごとに本市と協議の上、契約更新を行うこととなります。ただし、社会福祉事業の見直しや社会情勢の変化により、契約内容を変更することがあります。

また、本市有地は現況引き渡しとなります。従って、地中埋設物等の除去等については、 設置・運営法人による工事対応となります。(別紙4参照)

#### (7) 事業用地及び建築関係

① 施設の建築計画は、都市計画法、建築基準法その他関係法令等に適合したものであること。設置運営法人決定後に事業計画や施設設計等の変更を防ぐために、事前に関係機関等への確認や事前協議は行っておくこと。

都市計画法第29条第1項の規定による開発許可について、施設用地の造成計画、公共 施設の整備計画その他の計画内容が、同法第33条の規定に適合したものであること。

- ② 駐車場等、必要な附帯施設が確保されていること。
- ③ 施設の建築計画に当たっては、地球温暖化防止等への寄与、及び、施設利用者への健康で温かみのある快適な空間の提供といった観点から、木材の積極的な使用に配慮すること。また、木材の使用に際しては、神奈川県産をはじめとした国産木材の使用に努めること。
- ④ 施設の整備スケジュールは、当該施設の整備に当たって必要な法令上の手続きに要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって施設を開設することが可能なものであること。特に川崎市環境影響評価に関する条例第2条第2号の規定による指定開発行為に該当し第4条第2項の規定により環境影響評価が必要である場合又は都市計画法第34条第14号若しくは都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会の議を経る必要があるものについては、必ず当該手続きに必要な期間を見込むこと。

⑤ 整備にあたり、敷地境界については、平成29年3月にコンクリート杭を設置したが、 解体工事で動いた可能性があるため、測量図に基づき位置の確認を行った上で必要に応じ て復旧を行うこと。開発道路の道路境界については、現在仮杭等が設置されているが、 「川崎市宅地開発指針」に基づき、市指定の境界標を設置すること。

### 2 補助金等の内容

(1) 建設時の支援

【川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金】

### ●建設工事費補助

建設工事費補助額の3/4の額(1,000円未満の端数は切り捨て)を予算見込額(567,000,000円)の範囲内で補助することができます。なお各年の交付額は、「1(5)工事進捗率について」に記載の通りです。

※建設工事費補助基準額=予算見込単価378,000円/m<sup>2</sup>(税込み。実行単価がこれに満たない場合は実行単価)×実際の延床面積

※地中埋設物の撤去工事およびガス管・上下水道管等の布設工事については、建物本体の工事 費用に含まれます。設置運営法人にて、各事業者と調整をしていただきます。

※接道等にかかる道路等工事費は負担金として別途支出いたします。

### ●設計費補助

建設工事費補助額に3%を乗じて得た額を設計費補助基準額(1,000円未満の端数は切り捨て)として、予算見込額(17,010,000円)の範囲内で平成30年度に一括して支出いたします。

※工事に伴う地質調査等の調査費、開発許可等の行政手続き経費、負担金協定に基づく道路等整備に必要な設計費も含みます。

### ●工事監理費補助

建設工事費補助額に1.5%を乗じて得た額を工事監理費補助基準額(1,000円未満の端数は切り捨て)として、予算見込額(8,505,000円)の範囲内で「1(5)工事進捗率について」に記載の通り補助することができます。

※道路等整備に工事監理費が必要となる場合はこれに含みます。

#### ●道路等工事費用負担金(別紙5参照)

建物の建設工事と併せて、平間配水所再編整備に伴う道路整備、道路外緑地整備、用地整序 等を行って頂きます。

設置・運営法人決定後、上下水道局、健康福祉局、設置・運営法人の3者にて「平間配水所 再編整備に伴う道路等整備に関する協定書」を締結させていただきます。

整備費用については、協定に基づき、川崎市上下水道局より道路等工事費負担金として、約2,000万円(消費税額込)を設置運営法人へお支払いいたします。負担金の額は、設置・運営法人による設計積算等を上下水道局、健康福祉局にて確認、精査し、決定いたします。工事内訳書・数量調書は、建築工事費と協定に基づく工事部分を明確に区分してください。

尚、整備状況により協定書の内容に変更が生じる場合があります。

### 【民間障害児(者)施設等運営費補助金】

●償還金補助(借入金の返済に充当する償還金に該当する費用に対する補助)

川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金における建設工事費補助、設計費補助及び工事監理 費補助で算出される補助基準額に1/4を乗じて得た額を上限に金融機関から融資を受けて資 金調達した場合は、その償還金(元金及び利子)について、予算見込額(221,719,0 00円)の範囲内で補助することができます。

なお、原則として独立行政法人福祉医療機構からの融資を優先します。ただし、他の金融機 関からの融資の方が有利であると認められる場合はこの限りではありません。

※1:融資を希望する場合は事前に川崎市との協議を要します。

※2:独立行政法人社会福祉医療機構からの融資については、同機構の案内を御確認ください。 <独立行政法人社会福祉医療機構>

http://hp.wam.go.jp/guide/fukushikashitsuke/outline/tabid/149/Default.aspx

●初度調弁補助(初度調弁に該当する費用に対する補助)

初度調弁費用の実費について、予算見込額(36,000,000円)の範囲内で平成31 年度に補助することができます。

#### 【川崎市福祉施設整備資金融資制度】 (別紙6参照)

工事に充てられる補助金や贈与金を除いた法人自己負担資金として、2億円を上限に融資を受けることができます。ただし、取扱金融機関が本融資制度に賛同を得ることが条件になりますので、本融資制度の活用を希望される場合は、事前に川崎市との協議を要します。なお、本融資制度により調達する資金の使途は、設計費、設計管理費、建設費、設備整備費に係る費用です。

※神奈川県産木材を用いて木造化や木質化を行う場合、国庫補助金等の活用が可能な場合がありますので、事前に神奈川県環境農政局緑政部森林再生課(045-210-4332)に御相談ください。

#### (2) 運営時の支援

#### ●川崎市給付費等及び施設経営調整加算

川崎市では、障害者総合支援法の給付費に加え、独自に上乗せする支援の仕組みがあります。 主な加算は以下のとおりです。なお、単価は一人あたりの金額です。

(詳細は別紙7「川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準」を参照。)

加算の種類	単価	加算の種類	単価
定率加算	給付費等(加算を除	医療支援加算(※)	3,310円/日
	く。)に5%(短期入所	送迎加算(※)	130円~410円/回
	は10%) を乗じた額	入浴加算(※)	400円/日
行動障害加算	3,720円/日	健康管理加算(※)	340~640円/日
重複障害加算	2,970円/日	栄養管理加算(※)	300円/日
重度障害加算	1,650円/日		
食事指導加算	200~450円/日	単独型短期入所加算	3,200円/日

※医療支援加算、送迎加算、入浴加算、健康管理加算、栄養管理加算は、短期入所にはなし。

- ●一時預かり事業
  - 一時預かり事業実施要綱に規定する費用をお支払いします。
- ●障害者生活支援・地域交流事業

事業実施に要する人件費・事業費については、委託料(予算見込額17,992,000円)によりお支払いします。

◎上記の支援内容については、募集時点における内容に基づき、予定している金額を示しているもので、今後、社会情勢の変動、関係法令の改正や川崎市議会の予算承認等により、内容や金額に変更が生じる可能性があります。

### 3 応募資格・条件

- 1 社会福祉事業の運営実績がある社会福祉法人(以下「法人」という。)であること。 (共同事業体での応募は不可とする)
- 2 法人又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者で あること
- 3 法人又はその代表者が国税及び地方税の未納がないこと。
- 4 民事再生法に基づく再生手続きの申立をしていないこと。
- 5 川崎市と神奈川県警との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意 書」において排除措置の対象者とされていないこと。なお、次の場合には、排除措置の対 象となります。
- ア 法人等の役員等経営に関与する者(以下「役員等」という)に暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団員等」という)が含まれている場合
- イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を 供与している場合
- エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を 利用している場合
- 6 障害者総合支援法第36条第3項の規定に該当しない者であること。
- 7 本募集に対し、複数の応募はできないこと。また、応募にあたり支援を受ける設計事務所、コンサルタント会社等(以下「設計事務所等」という)がある場合は、当該設計事務所等が、本募集に対する他の社会福祉法人の応募に係る支援を行っていないこと。

# 4 応募の手順とスケジュール等

5月31日(水) 公募要項配布

質問受付

《質問の方法及び回答方法》

質問の趣旨を簡潔にまとめ、様式13にて、平成29年 6月13日 (火) までに、 「必ずメール」でお問い合わせください。

質問に対する回答はホームページに随時掲載いたします。なお、質問受付期間を過ぎてからの質問には、一切回答いたしません。

また、回答の内容は、本要項と同等の効力を有するものとします。

メールアドレス: 40sisetu@city.kawasaki.jp

件名: 「質問 中原区障害福祉サービス事業所等の整備(運営)に

関する質問」

6月13日(火) 質問受付終了

8月18日(金)まで 応募受付 正本1部 副本15部

1)受付期間 平成29年 6月 1日(木)から平成29年 8月18日(金)

(土・日曜日・祭日を除く平日の午前8時30分から正午まで。

午後1時から午後5時15分まで。)

2) 受付場所 ソリッドスクエアビル西棟10階 健康福祉局総務部施設課

3) 受付方法 予め、電話で日時を予約した上で、応募書類一式(正本1部、副本

15部)をお持ちください(メール、ファックス、郵送不可)。

また、提出書類の体裁については「応募書類の体裁」(別紙8)を参考

に整えてください。

4) 選定 設置運営法人の選定を10月に予定

5) その他 応募を予定される社会福祉法人は、<u>必ず</u>、メール又は電話にてご一報い ただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ※ スケジュールについては、選定等の進捗状況によって変更する場合があります。
- ○申込みに際しての注意事項
  - ア 応募書類に不足、不備等がある場合、受付をすることが出来ない場合がある。
  - イ 申込みの際は、書類の内容等について回答できる方が来庁すること。
  - ウ 応募書類は、本募集に係る目的以外には使用しない。ただし、「川崎市情報公開条例」に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合がある。
  - エ 応募書類については、必要な範囲で複写する場合がある。
  - オ 応募書類等の作成に必要な費用等は申込者の負担となる。
  - カ 応募書類は「6 (1) 応募に必要な書類」のとおりに並べ、目次およびページ番号 (通し番号) をつけて、すべてA4サイズに合せてフラットファイルに綴じること。 (A4サイズ以上のものはA4になるように折りたたみ、A4サイズ未満のものはA4用紙に貼り付けること。) インデックスは不要。
  - キ 応募書類は、必要書類を**正本1部、副本15部**それぞれ別冊とすること。 ファイルタイトルは、背表紙と表表紙へ「ファイル1 (法人名) ○○○ 中原区上平 間地区」「ファイル2 (法人名) ○○○ 中原区上平間地区」を記載すること。
  - ク 副本への添付証明書等は写しで可。

- ケ 申込受付期間以降の資料の提出は認めない。ただし、審査のため、本市から追加資料を求める場合がある。
- コ 応募書類の受付後に軽微な不備がある場合で本市が補正の必要があると判断したも のについては、本市から申込み者あて連絡し、補正を依頼する場合がある。
- サ 応募書類の内容について、独立行政法人福祉医療機構や金融機関、関係者等に確認 をする場合がある。

### 5 応募書類

### 応募申込書

1 応募申込書(様式1)(印鑑証明書を添付すること)

### 事業計画に関する書類

- 2 事業計画書(様式2)
- 3 施設に係る各階平面図・配置図・立面図・各室配置図・各室別面積表・駐車場及び 道路等整備の計画図・工程表(様式任意)
- 4 中原区障害福祉サービス事業所等職員配置計画書

(32年度、35年度、38年度)(様式3)

- 5 施設長予定者の履歴書(様式任意)
- 6 中原区障害福祉サービス事業所等収支予算書

(32年度から36年度の5ヵ年分)(様式4-1)

- 7 初度調弁費の積算根拠資料 (様式任意)
- 8 中原区障害福祉サービス事業所等収支予算内訳書(5年分『施設全体、生活介護、短期入所、相談支援、日中一時支援、生活支援・ 地域交流事業、・その他』)(様式4-2)
- 9 中原区障害福祉サービス事業所等収支予算内訳書 (年度別『施設全体、生活介護、短期入所、相談支援、日中一時支援、生活支援・ 地域交流事業、・その他』)(様式4-3)
- 10 中原区障害福祉サービス事業所等人件費に係る経費見積(様式4-4)
- 1 1 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく、個人情報の外部提供同意 書(様式5)
- 12 コンプライアンス (法令順守) に関する申告書 (様式6)
  - ※ 過去2年間に次のような事由があった場合に提出してください。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出してください。
  - ① 川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合 (川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判 断)
- ② 法人・団体に次の事由があった場合 労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律(食 品衛生法、警備業法等(いわゆる「業法」))、その他の法令の違反により、公訴を提

起され、又は、行政庁による監督処分がなされた場合

- ③ 法人・団体の役員又はその使用人による次の事由があった場合 業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物破壊その他の設置・運営法人としての健全か つ適切な運営に重大な支障を来す行為、又はその恐れがある行為があった場合
- ※ 選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記①~③の事由が生じた場合は、速やかに書面にて報告してください。事由によっては再審査を行う場合があります。
- 13 施設整備に係る資金計画書(様式7)
  - ※ 独立行政法人福祉医療機構や金融機関からの借入を予定している場合は、提案内容に 基づき予め独立行政法人福祉医療機構や金融機関に融資相談を行い、その摘録(様式8 又は9)及び返済計画書を提出すること。
  - ※ 独立行政法人福祉医療機構や金融機関からの借入以外については、その資金の確保が 確実である根拠書類(贈与確約書の写し、残高証明書、通帳の写し、金銭消費貸借契約 書の写し、融資確約書など)を提出すること。

### 法人に関する関係書類

- 14 定款又は寄付行為(申請時最新のもの)
- 15 役員名簿及び履歴書
- 16 履歴事項全部証明書(応募申込時より3ヶ月以内に発行されたもの)
- 17 平成26・27・28年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書 (平成29年度設立法人にあっては、その設立時における財産目録)
- 18 平成28年度法人等の収支予算書、決算報告書(案)及び平成29年度事業計画書、 収支予算書
- 19 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 20 就労規則、経理規程、給与規則、個人情報に関する規程、その他法人等諸規程の一式
- 21 平成28年度事業実績報告書
- 22 平成27・28年度の法人監事監査、施設監査結果通知、指摘文書・改善報告書等監 査資料の写し
  - ※ 平成24年度以降の第三者評価の結果の写し(直近のもの1件)
  - ※ 提出後、資料の追加を求める場合があります。
- 23 現に経営している社会福祉事業等の概要(様式10)
- 24 法人又はその代表者の平成27年度・平成28年度の納税証明書(法人市民税、固定 資産税、消費税及び地方消費税)
  - ※ 提出後、資料の追加を求める場合があります。
  - ※ 納付義務のない法人又はその代表者については、申立書(様式11)により、その旨を申し立ててください。
- 25 その他、法人の概要のわかるパンフレット等
  - ※ 証明書はいずれも原本とし、発行後3ヶ月以内のものが必要。また、写しの場合は、 原本証明すること。なお提出された書類は返却しない。

### 6 応募に係る留意事項

(1) 接触の禁止

「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」、川崎市職員、その他公募の関係者 に対して、選定の内容に関する接触を禁じます。接触の事実が認められたときは、失格 となる場合があります。

(2) 応募書類の変更等の禁止

提出した応募書類の内容の変更、書類の追加はできません。ただし、「川崎市健康福祉 関係施設整備事業者選定委員会」が認めた場合及び市から指摘する書類の不足、不備の 補完、説明内容の不明点の回答、市が必要に応じて指示をする追加資料の提出を求めた 場合はこの限りではありません。

(3) 虚偽の記載をした場合の失格 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却はいたしません。

なお、応募書類は、川崎市情報公開条例(平成13年条例第1号)の対象となります。 また、選定された法人の提案内容は川崎市が公表できるものとします。

(5) 応募の取下げ

応募書類の提出後、応募を取下げる場合は、「中原区障害福祉サービス事業所等の設置 ・運営法人応募申込取下げ書」(様式12)を健康福祉局施設課まで提出してください。

(6) 応募に関する経費

応募に関して必要となる経費は、すべて応募法人等の負担とします。

# 7 選定方法

(1) 選定機関等

学識経験者等を委員として構成する「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」 を設置し、応募者から提出された事業計画等を踏まえた提案に基づき審議を行い、その審 査結果を参考に市長が最終決定します。

(2) 視察の実施

「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」の評価にあたっては、応募法人等が 運営する他の施設の運営実績を踏まえた判断をすることから、他の施設を運営している場 合は原則として現地での視察を行い、運営状況を確認するものとします。

(3) 選定基準

「障害福祉サービス事業所等設置・運営法人選考に係る選定基準について (別紙9)」に 基づき審査を行います。

(4) プレゼンテーションの実施

平成29年10月に開催予定の「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」の中で、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。詳細は別途調整の上、お知らせします。

### (5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については全ての応募法人に通知します。

また、選定結果(応募法人名、選定された法人の概要、主な提案内容、審査結果等)は 川崎市のホームページ等で公表します。

(6) 協定の締結

市長より設置を認められた後に、本市と設置運営法人にて、建設工事等に係る「基本協定書」の締結を行わせていただきます。

### 8 決定の取消し

設置・運営法人決定後においても、次に掲げる事項に該当するときは、決定の取り消し を行う場合があります。なお、決定の取消しに伴い、生じる法人負担について、本市から の補填はありません。

- (1) 必要な許認可が取得できない場合
- (2) 本市との協議なく、資金計画(自己資金、借入金の返済計画)又は建設計画(設計、建築 費等の変更及び工期の延長)を変更した場合
- (3) 法人の責めに帰すべき事由により、覚書が締結できない場合
- (4) 特段の事由もなく平成29年度中に工事着工に至らない場合
- (5) 応募書類の内容と大幅な差異を生じた場合
- (6) 応募書類に虚偽が判明した場合
- (7) 法人の代表者等が、本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力 団排除に関する合意書」において排除措置の対象者と判明した場合、又は、新たに対象と なった場合
- (8) 特段の事由もなく本市の指導に従わない場合
- (9) コンプライアンスに係る重大な事由が明らかになった場合
- (10) 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員と本件についての接触が判明した場合
- (11) その他事業執行上、支障が発生した場合

### 9 選定結果の公表について

障害福祉サービス事業所設置運営法人の選定において、より一層の公平性・公正性等を 確保するため、次のとおり選定結果等情報を公表いたします。

(1) 選定結果の公表

			民設民営		
施設概	要(名称	・所在地)	0		
指定期	間		_		
経緯			0		
説明会	出席団体	数	0		
応募団	体名		〇 (注 1 )		
外部委	員氏名		〇 (注2)		
選定理由			0		
	占米	合 計	0		
	点数	選定基準ごと	0		
審査結果		選定団体名	0		
州人	団体 名称	次点以下の 団体名	〇 (注 1 )		
提案内容			○ 選定団体 のみ		

注1)選定における評価が法人自体の評価とみなされるおそれがあり、低い評価の場合には風評被害となり、法人の権利、競争上の地位等を害するおそれがある場合、川崎市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第2号アの規定の趣旨に基づき、例外的に非公表とする。

### 【非公表とする場合の考え方】

- ① 「おそれがある場合」とは民設民営事業にあっては、それぞれの所管施設ごとに基準を定めることとする。
- ② 非公表とする情報の範囲及び取扱いとは (適用例は、次ページ参照)
  - ・「応募団体」の項目で、基準点未満の団体名を非公表とする。 (記載例)「○○㈱ほか1社」
- \*例示する「〇〇㈱」は、選定された団体名及び基準点以上の団体名
- \*「ほか○社」は、基準点を下まわった団体数
  - ・「審査結果」の項目で、基準点を下まわった団体の名称を非公表とする。 (記載例)「団体A、団体B、・・・」

### 【この取扱いの根拠】

基準点未満の事業者があった場合、「審査結果」と「応募団体名」の情報を組み合わせることで、基準点を下回った事業者を特定することが可能となるため。

注2)公表によって、当該委員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等については、条例第8条第3号の規定に基づき、例外的に非公表とする。

### (2) 委員会の公開等

	民設民営	
<b>乗員会の公開</b>	選定に係る委員会	非公開
委員会の公開	導入及び評価に係る委員会	_
議事録の作成	作成※	

※本委員会においては、要約方式により作成するものとする。

### 選定結果で応募団体名を非公表とする場合の例

(総配点を100点とした場合)

	㈱川崎	㈱幸	㈱中原	㈱高津
パターンA	9 0	8 0	7 0	6 0
パターンB	9 0	8 0	5 0	4 0
パターンC	9 0	5 0	4 0	3 0

※網かけは、最低得点ライン未満

### 選定結果公表資料 (見本)

### ●共通

### 1 指定概要

(3) 選定された団体の概要

名称:㈱川崎

◎パターンA

2 応募状況

応募団体: 4団体(㈱川崎、㈱幸、㈱中原、㈱高津)

3 審查結果(※基準点60点以上)

選定基準	配点	選定され た団体	(株)幸	㈱中原	㈱高津
슴 計	100	90点	80点	70点	60点

### ◎パターンB

4 応募状況

応募団体: 4団体 (㈱川崎、㈱幸、ほか2団体)

5 審查結果(※基準点60点以上)

選定基準	配点	選定され た団体	(株)幸	団体A	団体B
슴 計	100	90点	80点	50点	40点

### ◎パターンC

6 応募状況

応募団体: 4団体(㈱川崎、ほか3団体)

7 審査結果(※基準点60点以上)

選定基準	配点	選定され た団体	団体A	団体B	団体C
合 計	100	90点	50点	40点	30点

### 10 選定基準について

中原区障害福祉サービス事業所等の選考について、次の審査基準に重点をおき評価しますのでご留意ください。

#### 1 書類審査

- (1) 基本方針が適切であること。
- (2) サービス内容に応じた空間構成が適切であること。
- (3) 事業の運営が適切であること。
- (4) 職員体制が適切であること。
- (5) 利用者の健康管理・衛生管理が適切であること。
- (6) 危機管理・安全管理が適切であること。
- (7)地域の福祉サービス拠点としての考え方が適切であること。
- (8)情報公開と個人情報保護が適切であること。
- (9) 収支計画が適切であること。
- (10) 法人の運営状況が安定していること。
- (11) 事業実績が適切であること。
- (12) その他加点要素

#### 2 面接審査

- (1) 応募の動機が認められること。
- (2)強い意欲と積極的な姿勢が感じられること。
- (3) 障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立って処遇を行うことが感じられること。
- (4) 職場環境向上の取組が適切であること。
- (5) 地域住民や福祉人材等との連携(地域還元を含む)に対する考え方が適正であること。
- (6) 面接により得られた内容と、提出されている書類との内容に相違点が無いこと。
- (7) その他加点要素。

### 3 設置・運営法人の決定

- (1) 設置・運営法人の決定は、書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、市長が決定する。
- (2) 書類審査及び面接審査の得点合計が満点の60%に満たない場合は、失格とする。

### 11 その他

- (1) 中原区障害福祉サービス事業所等の整備に要する事務費・人件費等の資金を確保してください。
- (2) 業務を行うに当たって、関係する法令等がある場合は、それらを遵守するものとします。 法令等に改正があった場合は、改正後の内容によるものとします。

〈主な関係法令〉

- ア 障害者総合支援法
- イ 身体障害者福祉法
- ウ 知的障害者福祉法
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- オ その他関係法令・条例等
- (3) 整備にあたっての留意事項
  - ア 中原区障害福祉サービス事業所等の配置、構造及び設備は、日照・採光・換気・騒音等、利用者の生活環境、保健衛生、緑化及び防災について、十分に配慮・考慮してください。
  - イ 中原区障害福祉サービス事業所等は、地域に根ざし、地域に開かれた施設が望まれることから、設計や建設にあたっては、日影や騒音等にも留意するなど、近隣住民 との関係に配慮してください。
  - ウ 生活介護サービスの利用者の送迎車両等、車両の通行及び駐車については、近隣住 民と交通問題を生じさせないよう十分に配慮してください。
  - エ 土地の利用方法、設計・工期等について、川崎市の指導に従っていただきます。
  - オ 施設名称は、川崎市と協議のうえ決定してください。

### (4) 建設請負業者の入札について

- ① 建設工事の請負業者の決定は、原則として、本市の規定に準じて一般競争入札により行うこと。なお、入札参加資格においては、本市による業種別格付Aランクの川崎市内業者、または、入札参加資格審査の時点で川崎市内の業者を40%以上含むJVとすること。
- ② 入札については「整備に係る入札の流れ」(別紙10)を御参照のうえ、入札及び契約 手続きを行うこと。
- ③ 本市に提出された入札結果については、「川崎市情報公開条例」に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合がある。
- (5) 選定結果が通知された後も、覚書を締結するまでの間は、コンプライアンスに関する申告書に 該当する事由が生じた場合は、速やかに本市に書面にて報告すること。事由によっては、再審 査を行う場合がある。
- (6) 施設の管理運営業務の一部 (清掃業務、警備業務、設備保守点検など) を委託する場合や、備品・消耗品、食材料、その他施設運営上必要な物品等を購入する場合等は、川崎市内業者 (川崎市内に本社を有する業者) の育成及び川崎市内経済活性化を図るため、可能な限り川崎市内業者を活用すること。

### 別添資料

- (1) 応募書類表紙(別紙)
- (2) 応募申込書(様式1)
- (3) 事業計画書(様式2)
- (4) 中原区障害福祉サービス事業所等職員配置計画書

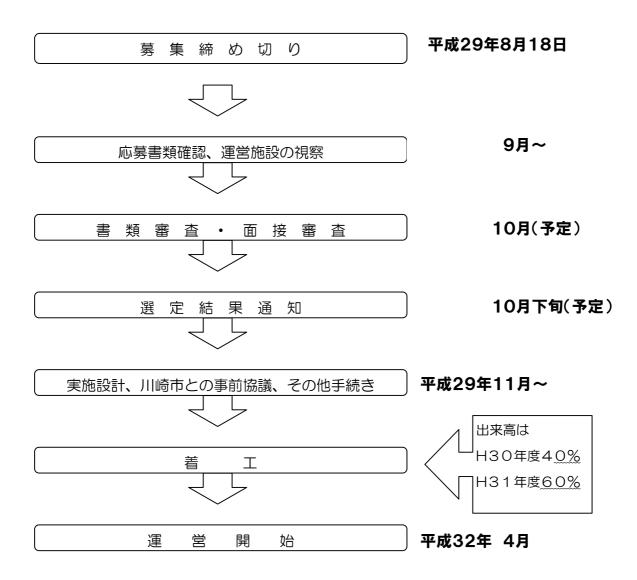
(32年度、35年度、38年度)(様式3)

- (5) 中原区障害福祉サービス事業所等収支予算書(様式4-1)
- (6) 中原区障害福祉サービス事業所等収支予算内訳書 (5年分『施設全体、生活介護、短期入所、相談支援、日中一時支援、生活支援・ 地域交流事業、・その他』)(様式4-2)
- (7) 中原区障害福祉サービス事業所等収支予算内訳書 (年度別『施設全体、生活介護、短期入所、相談支援、日中一時支援、生活支援・ 地域交流事業、・その他』)(様式4-3)
- (8) 中原区障害福祉サービス事業所等人件費に係る経費見積(様式4-4)
- (9) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく、個人情報の外部提供同意書 (様式5)
- (10) コンプライアンス (法令順守) に関する申告書 (様式6)
- (11) 施設整備に係る資金計画書(様式7)
- (12) 融資相談記録(様式8及び様式9)
- (13) 現に運営している社会福祉事業の概要(様式10)
- (14) 申立書(様式11)
- (15) 中原区障害福祉サービス事業所等の設置・運営法人応募申込取下げ書(様式12)
- (16) 質問書(様式13)

# 参考資料

- (1) 川崎市日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業実施要綱(別紙1)
- (2) 川崎市障害者生活支援·地域交流事業実施要綱(別紙2)
- (3) 川崎市都市計画図 他(別紙3)
- (4) 地中埋設物関係資料(別紙4)
- (5) 平間配水所再編整備に伴う道路等整備に関する協定書(案)(別紙5)
- (6) 川崎市福祉施設整備資金融資制度要綱(別紙6)
- (7) 川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準(別紙7)
- (8) 応募書類の体裁(別紙8)
- (9) 選定基準(別紙9)
- (10)整備に係る入札の流れ(別紙10)

# 12 応募後から運営開始までの主な流れ(予定)



川崎市のホームページに様式1から様式13については Microsoft Word 又は Microsoft Excel 版を掲示しますので、応募する法人はダウンロードしてください。

# 中原区障害福祉サービス事業所等の 整備・運営事業者の公募要項

平成29年 5月

【お問合せ】

川崎市健康福祉局 総務部施設課

障害保健福祉部障害計画課

電話: 044-200-0467 F A X: 044-200-3926 E-mail: 40sisetu@city. kawasaki. jp